

2022年3月17日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 1 号 ュナイテッド・アーバン投資法人

執 行 役 員 衛 門 利 明 (コード番号:8960)

資産運用会社名

ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社 代表者名

代表取締役社長 臥 雲 昌 問い合わせ先

チーフ・フィナンシャル・オフィサー 佐 々 木 TEL. 03-5402-3680

資産運用会社における組織変更に関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用 会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社(以下「本資産運用会社」といいます。)は、本日開 催の取締役会において、組織変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

本投資法人は、従来から環境、社会、ガバナンスへの取組みを重視し、関連施策を実施してきました。 今般、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」に寄与するためには、環境、社会、経済におけ る課題解決及び新しい価値の創造への取り組み(以下、「サステナビリティ推進活動」といいます。)を 従来以上に迅速、かつ効果的に実践していくことが必要との認識から、2012年5月に制定した「環境方 針」を改定・拡充し、本投資法人及び本資産運用会社のサステナビリティ推進活動に関する基本方針を規 定する「サステナビリティ方針(注)」を定めることとしました。

また、2013年5月から運営している「サステナビリティ委員会」を常設委員会として位置づけ、組織 図(注)に反映・明記するとともに、サステナビリティ推進活動を戦略的、実践的に実行する所管組織と して、「サステナビリティ戦略室」を新設いたします。

(注) サステナビリティ方針及び組織図については、別紙をご参照ください。

2. 変更日

2022年4月1日

なお、本件については、金融商品取引法、宅地建物取引業法その他適用ある法令規則等に従い、それぞれ 必要な届出を行う予定です。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス : <u>https://www.united-reit.co.jp</u>



(別紙1)

サステナビリティ方針

私たちユナイテッド・アーバン投資法人及びその資産運用会社であるジャパン・リート・アドバイザーズ株 式会社は、誰ひとり取り残されることなく人類が安定してこの地球で暮らし続けることを目指して策定され た持続可能な開発目標(SDGs)を支持しており、環境、社会及び経済における課題解決及び新しい価値の創 造への取り組み(以下、「サステナビリティ推進活動」といいます。)を通じて、持続可能で多様性と包摂性 のある社会を実現することを目指します。

サステナビリティ推進活動を実践するための指針として、以下のとおり、「サステナビリティ方針」を定め ます。

1. 気候変動への対応

私たちは、持続可能性及び資源効率性の観点から資源・エネルギーの効率的な利用を積極的に推進し、 温室効果ガスの削減に努めるとともに、環境に配慮した技術やシステムの導入等により脱炭素社会の実 現に努めます。

2. 環境負荷の低減と循環型社会の実現

私たちは、自然環境の保全及び生物多様性の保護のため、私たちの事業活動が環境へ及ぼす影響につ いて継続的に検証を行い、環境負荷の低減に努めるとともに、リデュース(廃棄物の発生抑制や節 水)、リユース(資源の再利用)及びリサイクル(廃棄物や水資源の再資源化)を推進することで、循 環型社会の実現に努めます。

3. 持続可能な都市の実現及び地域社会への貢献

私たちは、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市の実現のため、地震、水災害による被災者や経済損 失を減少させるとともに、地震や水災害による災害を予防する街づくりの進展に努めます。

また、地域社会に属する一員として、地域コミュニティの活性化、地域行政への貢献等の地域社会の課 題解決に向けた活動に取り組みます。

4. 人権の尊重

私たちは、「国際人権章典(国際連合) | 等の人権に関わるすべての国際規範を支持します。私たちは、 人権を尊重し、人種・信条・宗教・国籍・年齢・性別・出身・心身の障害・性的指向・性自認等を理由と するあらゆる差別や、強制労働・児童労働等の非人道的扱いを容認せず、それぞれの個性を尊重し、認め 合い、個々の能力を最大限に発揮して参画する組織の実現を目指します。万一、私たちの事業活動にお いて人権への負の影響が生じている事実が判明した場合は、是正に向けて適切な対応を取ることで、人 権尊重への責任を果たしていきます。

5. 良好な労働環境の形成

私たちは、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言(国際労働機関)」「子どもの権利と ビジネス原則(国連児童基金他)」等の労働者の人権に関わる国際規範を支持し、強制労働並びに児童労 働の禁止、結社の自由、団結権及び団体交渉権、同一労働同一賃金、雇用差別の撤廃等の労働者の権利を 尊重します。



また、私たちは適用される労働関係法令を遵守し、最低賃金を遵守して生活賃金以上の支払いに配慮す る、不当な賃金の減額を行わない、過度な長時間労働を禁止する等の職場の安全・衛生を確保し、良好な 労働環境を形成するための不断の努力を行います。さらに、各種ハラスメントを許容せず、各種ハラス メントの予防や解決に向けて取り組みます。

6. ステークホルダーとの連携と協働

私たちは、様々なステークホルダーの皆様との対話・協議・連携を通じて、ステークホルダーの皆様が サステナビリティ推進活動に関して有する関心、ニーズ及び期待を把握することに努め、ステークホル ダーの皆様とともにサステナビリティ推進活動に取り組むことで、持続可能な社会の実現に努めます。

7. 社内体制の構築と役職員等の生産性と働きがいの向上

私たちは、本方針に基づく取組みを推進するために適切な社内体制を構築し、サステナビリティ推進活 動を組織的、戦略的に実践するとともに、役職員に対する教育及び啓発活動により役職員の意識と知識 の向上に努め、サステナビリティ推進活動の質や効率性の向上を図ります。

また、多様化や技術の向上、イノベーションを通じ、事業及び業務の生産性と働きがいの向上に努めま す。

8. 法令遵守及び公正な事業慣行への対応

私たちは、サステナビリティ推進活動の実践に際して、社会規範や適用法令を遵守するとともに、法規 制の動向を注視し、高い倫理観をもって適切に行動します。

また、あらゆる形態の汚職、贈収賄等を容認せず、マネーローンダリング、テロリズム等の組織犯罪へ の対策を適切に実施し、腐敗防止に努めます。

9. 情報開示

私たちは、サステナビリティ推進活動に関する活動内容その他について、投資家等のステークホルダー に対する積極的な情報開示に努めます。

上記各項目に掲げるパフォーマンスを向上させるため、本方針の見直しやサステナビリティ推進活動の充実 又は改善に継続して取り組みます。

制定 2022年3月17日



(別紙2)

